

# こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加え②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

## ①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等  
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

## ②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

※詳細やご不明な点についてはP. 11のお問い合わせ先にご相談下さい。

### 農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります）

- ①機械・農作業の共同化      ②高付加価値型農業      ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積      ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】



【そばの栽培】



【農家による簡易な整備】

### 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- 新規就農者による営農      ○農産物の加工・販売      ○消費・出資の呼び込み



【新規就農の相談】



【ゆずの加工】



【体験農園】

### 集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

# 加算措置もあります

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

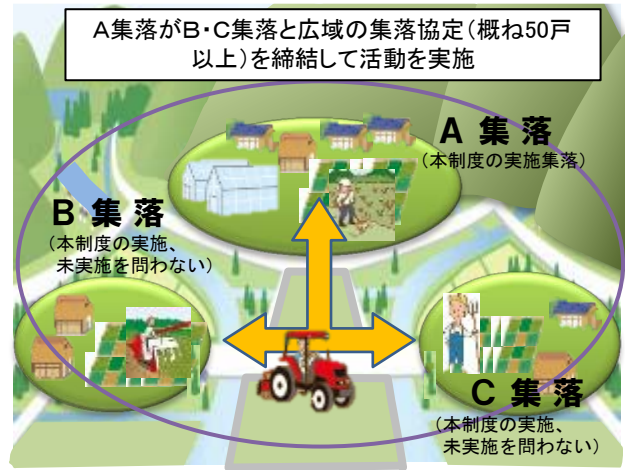
## ① 集落連携・機能維持加算

### 【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

[加算額]

地目にかかわらず
3,000円/10a

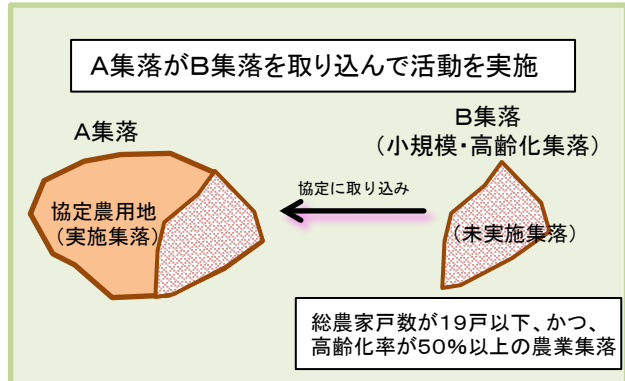


### 【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

[加算額]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a



## ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田: 1/10以上、畑: 20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

[加算額]

田・畑
6,000円/10a



超急傾斜農地(田)

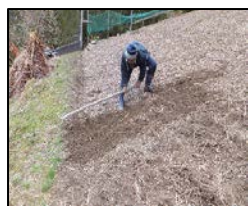


超急傾斜農地(畑)

### 【対象活動の例】



土壌流出防止



ほ場内の土壌移動



石積み保全活動

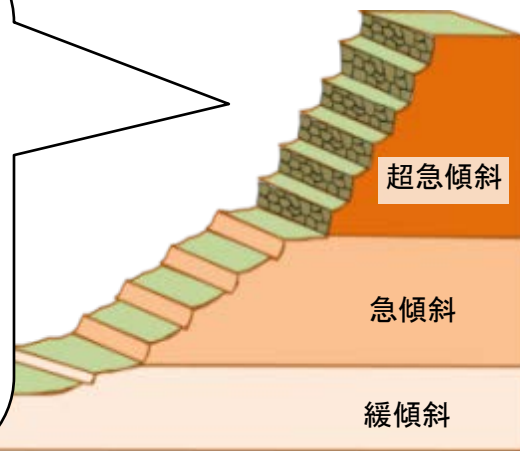


棚田オーナー制度



景観作り

この他にも、地域ごとの色々な取組が対象です。是非、ご相談ください。



※ 上記の加算は、4 ページの②「体制整備のための前向きな活動」を行う場合に取り組むことができます。

# 交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

## 交付金の返還を免除する場合（赤文字は第4期対策から追加されるもの）

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。  
（その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。）

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくは**その家族の病気その他これらに類する事由**により農業生産活動等の継続が困難な場合

（「集団的かつ持続可能な体制整備」（C要件）に取り組む協定を除く）

- 自然災害の場合
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- **地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設の用地**とする場合  
等

◎ 次の場合は、該当する農用地分についての交付金のみを協定の認定年度に遡って返還する必要がありますが、それ以外の協定農用地についての交付金は、返還の対象になりません。

- 新規就農者、農業後継者**その他の協定に定められた活動に参加する者の住宅用地**とする場合
- **林業又は水産業関連施設の用地**とする場合  
等

※詳細やご不明な点については、P. 11のお問い合わせ先にご相談下さい。